

第9期神奈川県情報公開
運営審議会報告書

平成13年3月19日

平成 13 年 3 月 19 日

神奈川県知事 岡崎 洋 様

神奈川県情報公開運営審議会
会長 磯部 力

第 9 期神奈川県情報公開運営審議会の審議状況について（報告）

神奈川県情報公開運営審議会は、第 9 期（平成 11～12 年度）の任期の満了を迎えるにあたり、ここにこれまでの審議状況を取りまとめ、報告いたします。

I はじめに

当審議会は、「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例（昭和 57 年神奈川県条例第 42 号）」及びこれを全面改正した「神奈川県情報公開条例（平成 12 年神奈川県条例第 26 号）」に基づき、情報の公開に関する制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議するため、知事から委嘱を受けた 16 名の委員によって構成されています。

当審議会は、情報公開条例が県民の「知る権利」を実質的に保障する制度であることを基本認識とし、情報公開制度の運用状況等について任期中に計 6 回の会議を開催して、調査審議を行いました。その概要は、別紙「第 9 期の審議経過」のとおりです。

II 情報公開条例の制定について

当審議会は、平成 11 年 3 月、知事に「公文書公開制度の充実について」を答申しました。この答申を踏まえ、昭和 58 年 4 月の施行以来初めて公文書公開条例の見直しが行われ、一層充実した情報公開条例として平成 12 年 4 月から施行されることになりました。主な改正点及びその後の状況変化により生じた課題、留意点は以下のとおりです。

(1) 実施機関の拡大

〔改正点〕

条例上の実施機関に公安委員会及び警察本部長が新たに加えられ、全ての県機関が条例上の実施機関となりました。

〔課題〕

平成 11 年 3 月の当審議会の答申の時点では、地方自治法施行令の規定等により公安委員会は附属機関を設置できず、他の実施機関が設置する附属機関にも諮問できないとされていまして、公安委員会（神奈川県警察を含む）が実施機関となった場合の不服申立ての取扱いに関しては、今後国の動向等を踏まえて対応する必要があるとしました。

新条例では、公安委員会及び警察本部長が実施機関に加わりましたが、公安委員会及び警察本部長が行った諾否の決定に対して不服申立てがあった場合は、公安委員会が情報公開審査会の議を経ずに審査することになっていました。

その後、平成 12 年 11 月に地方自治法施行令が改正され、新たに公安委員会、警察本部長が附属機関として独自の審査会を設置し、これに諮問することも、既存の知事設置の情報公開審査会に諮問することもできることになりました。

そこで、知事設置の情報公開審査会が制度発足以来、救済機関として実績をあげてきており、また、条例解釈の統一性を確保するうえからも既存の審査会を活用することが適当と考えます。

(2) 対象情報の拡大

〔改正点〕

電磁的記録が条例の請求対象に加えられました。

〔課題〕

現状では情報公開請求時に対象情報が電磁的記録として管理されていれば公開を実施していますが、行政文書の目録には媒体（紙・電磁的記録）の区別が明らかにされていないので、電磁的記録の目録の整備について検討し、県民に県が保有している電磁的記録の状況を知らせることが望ましいと考えます。

(3) 請求権者の拡大

〔改正点〕

公開を必要とする理由を明示すれば請求ができることになり、請求権者の範囲が拡大されました。

(4) 出資団体等の情報の公開の推進

〔改正点〕

出資団体等の情報の公開を推進する規定が新設されました。

〔運用上の留意点〕

条例第 25 条の趣旨からすれば、情報公開規程を整備し、情報公開制度を

実施する出資団体等として第一に考えるべきものは、県主導の第三セクターであり、それ以外は、設置目的や事業の性格、県との関わり等から実施機関が県主導の第三セクターに準ずるものと認める出資団体等について、情報公開制度の導入の体制や準備が整った段階で、情報公開制度実施団体として指定するという考え方で推進していくのが現実的であると考えます。

また、上記以外の出資団体等に対しては、まず、出資等で県が設立に関わっている団体について、情報提供の現状を調査するなどしたうえで積極的な情報提供がされるよう取組む必要があると考えます。

なお、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社の地方三公社を条例上の実施機関にすることについては、平成12年7月、関係省庁から、『地方三公社の情報公開を条例で規定することは各公社法に違反せず、可能である。』という趣旨の見解が示されました。しかしながら、地方三公社を含む県主導の第三セクターについては、平成13年4月から救済制度などを有する情報公開制度が実施される予定ですので、この枠組みの中で運用を行うことが適当と考えます。

(5) 不存在の決定に対する救済

〔改正点〕

実施機関が行った不存在の決定に対して不服申立てがあった場合、公文書公開条例では審査会の諮問事項としていませんでしたが、新しい情報公開条例では、情報公開審査会に諮問することになりました。

Ⅲ 条例運用上の課題について

その他、条例の運用状況を勘案した結果、運用上の検討課題として、次の4点を提言します。

(1) 大量請求への対応

過去の運用状況をみると、特定個人が特定の室課所の数年にわたる文書全部を請求するというような、いわゆる大量請求の状況がみられました。これまで大量請求については、受付時に大量請求しなければならない必要性を確認し、抽出請求や分割請求など適切な請求にするよう要請するなど、制度の適正利用を提言してきました。(第6期の当審議会報告書参照) また、条例でも新たに諾否の決定期間の特例や利用者の責務として適正な請求に努めなければならない旨の規定を設けています。

しかしながら、請求状況によっては、利用者の良識を前提とする方策だけでは足りず、法の一般原則に照らして権利濫用であり、違法と目しうる例外的な大量請求については、条例第22条の適正利用義務違反であるだけでなく、情報公開請求権の正当な行使の域を超えるものですので、これに厳正

に対処することも検討すべきであると考えます。

(2) 審査会の審査等

12年度の運用状況をみると、不服申立ての諮問案件が著しく増加する傾向にあります。不存在の決定に対する不服申立てが情報公開審査会の諮問案件となったことも、処理件数増大の要因の一つであると思われます。

12年度から情報公開審査会に部会制を導入、特別委員を委嘱するなど諮問案件の処理に力を注いでいますが、さらに部会制の運営を円滑に行い、審議の迅速化を図るためには、情報公開審査会委員の任期の節目を契機として委員数を現行5人から今回改正された条例の最大限の定数である7人とするなど、今後とも一層の審査体制の強化が望まれます。

また、諮問案件の中には、例えば文書不存在の案件で、早期に審査会の判断が出ることにより、文書管理の在り方等の改善につながり得る答申が得られることも考えられます。そこで、情報公開制度の充実につながるような案件処理を優先させるなどの対応も必要かと考えます。

また、諮問案件の多様化などに伴い、特別委員が委嘱されていますが、センシティブ情報等の増加に対応できるよう情報公開審査会委員と同様に守秘義務を課すことを検討する必要があると考えます。

* 「センシティブ情報」・・・思想・心情、病歴、犯歴など特に慎重な取扱いを必要とする情報

(3) 情報ニーズが高い文書の取扱い

制度の運用状況をみると、特定の文書が毎年繰り返し請求されるものが見受けられます。請求者の情報ニーズが高く、しかも全部公開の決定を行っている文書については、公開請求によるまでもなく、情報提供で対応することも検討すべきであり、利用者に簡便な方法で提供することが望ましいと考えます。

(4) ファクシミリなどによる新たな請求手続

現在、郵送による請求受付は認めています。ファクシミリによる請求は、運用上の問題の発生を懸念し、認めていません。

しかし、情報通信機器の発達、普及状況を踏まえ、請求者の利便を図り、情報公開制度をより利用しやすいものとするという視点から、ファクシミリによる請求手続についても、請求の趣旨に沿った文書の特定等に十分配慮しながら、実施可能な方法を検討すべきと考えます。また、各種申請手続の電子化の動きも予想されるので、電子メールによる請求手続についても今後の課題として検討を進めることが望ましいと考えます。

平成12年4月に施行した情報公開条例により、制度面で充実強化が図られたところです。条例の目的である「知る権利の尊重」と「行政の説明責務」を全うするためには、原則公開に則った条例の運用が一層求められます。

あわせて、意思形成過程情報については、これまでも総合計画や個別計画の策定時など積極的な情報の提供に努めていますが、これ以外の事業でも県民に分かりやすい情報を適時に提供することが事業に対する県民の理解を深め、また県民参加を推進していくものと考えます。

地方分権が本格的に始動した昨今、自治体が主体的な行政運営を進めていくためには、県民の県政に対する理解と信頼が必要不可欠ですが、そのための手段として、情報公開制度が果たす役割は今後ますます重要になっていくものと思われま

す。また、国の電子政府構想の動きに関連し、電子自治体への取組が進むと予想されることから、高度情報化社会に即した情報公開制度の在り方も今後検討する必要があると考えます。情報公開条例で明記されたように、正確で分かりやすい情報を県民が容易に得られるようになっているかといった意識を常にもちながら、県民にとってより利用しやすい情報公開制度となることを期待します。

以 上